

すがもナイスカードローンカード規定

巢鴨信用金庫(以下、「信用金庫」という。)とのカードローン契約にもとづき開設したナイスカードローン口座について発行したナイスカードローンカード(以下、「カード」といいます。)をナイスカードローン契約に基づく当座貸越契約(以下「カードローン」といいます。)に利用する場合は、次により取扱います。

1. ローンカードの発行

- (1) すがもナイス・カードローンカード(以下「ローンカード」といいます。)は、信用金庫が発行のうえ交付します。
- (2) ローンカードの発行(再発行を含みます。)にあたっては信用金庫所定のカード発行手数料(消費税を含みます。)をお支払いいただきます。

2. ローンカードの利用

- (1) ローンカードは、すがもナイス・カードローン口座(以下「貸越口座」といいます。)について、次の場合に利用することができます。
 - ① 信用金庫および信用金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した信用金庫(以下「提携金庫」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用してカードローン借入金を任意に返済する場合(以下、カードローン借入金を任意に返済することを単に「返済」といいます。)
 - ② 信用金庫および信用金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関(提携金庫を含みます。以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用してカードローンの貸越を受ける場合(以下、貸越を受けることを単に「引出」といいます。)
 - ③ 信用金庫の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金、振込手数料その他振込取引に関連して必要となる手数料(以下「振込資金等」といいます。)を貸越口座からの振替えにより引出し、振込の依頼をする場合。
 - ④ 信用金庫および提携金庫の窓口において返済または引出をする場合。
 - ⑤ 信用金庫および提携先の預金機または支払機を使用してカードローン借入金の残高照会等信用金庫所定の取引をする場合。
- (2) ナイス・カードローンの返済用預金口座(普通預金)(以下、「指定口座」といいます。)への預入れおよび払戻しには、信用金庫が交付した「すがもキャッシュカード」もしくは、通帳および所定の伝票をご利用ください。

3. 支払機による引出、または振込機による振込

- (1) 支払機による引出
 - ① 支払機を使用して引出をする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
 - ② 支払機による引出しは、支払機の機種により信用金庫または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの引出しは、信用金庫または提携先所定の金額の範囲内とし、また貸越極度額の範囲内で何回でもご利用できます。
 - ③ 支払機を利用して引出をする場合に、引出金額と第7条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合

計額が引出すことのできる金額を超えるときは、その引出はできません。

- ④ 前項にかかわらず、信用金庫および提携先の支払機による1日あたりの引出について信用金庫がご本人から信用金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- ⑤ 信用金庫および提携先の支払機による1日あたりの引出回数について信用金庫がご本人から信用金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

(2) 振込機による振込

- ① 振込機を使用して振込資金等を貸越口座から振替えにより引出し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。
- ② 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、信用金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は信用金庫所定の金額の範囲内とします。

4. 約定返済額の自動支払

毎月10日（信用金庫の休日の場合は翌営業日）に貸越極度額に応じた次に定める金額を通帳および払戻請求書によらず指定口座から引落しのうえ自動的にご返済していただきます。

<1997年11月28日までのご契約>

貸越極度額	毎月のご返済金額
50万円以上100万円以下	20,000円
110万円以上150万円以下	25,000円
160万円以上200万円以下	30,000円

<1997年12月1日以降のご契約>

貸越極度額	毎月のご返済金額
30万円以上50万円以下	15,000円
60万円以上100万円以下	20,000円

なお、次条以下の返済が行われた場合も約定返済額の自動支払は行い、また最初に引出をした日が1日以降返済日までの場合は、翌月の返済日を初回とし、返済日の翌日以降月末日までの場合は、翌々月の返済日を初回とします。

5. 預金機によるカードローン借入金の返済

- (1) 預金機を使用して第4条の約定返済に加えて随時に任意の金額を返済することができます。その場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による返済は、預金機の機種により信用金庫または提携金庫所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの返済は、信用金庫または提携金庫所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該貸越口座についてローンカードにより返済した場合には、その内容を記載した「ご利用明細票」を発行しますので「自動機専用通帳」に綴り込んで保管してください。

6. ローンカードによる窓口での返済および引出

- (1) ローンカードにより窓口でカードローン借入金を返済する場合は、信用金庫所定の入金票にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。なお、提携金庫の窓口で

返済をする場合は、ローンカードを提出し、入金票に信用金庫・支店名、ローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、その提携金庫所定の手続に従ってください。

- (2) お利息を含めたカードローン借入金全額を返済する場合は、信用金庫所定の入金票および払戻請求書にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入しお届出印を捺印のうえ、ローンカードとともに提出してください。
- (3) ローンカードにより窓口で引出をする場合は、ローンカードを提出し、信用金庫所定の払戻請求書にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、信用金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に資金使途の記入を求めることがあります。なお、提携金庫の窓口で引出をする場合は、ローンカードを提出し、払戻請求書に信用金庫・支店名、ローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、その提携金庫所定の手続に従ってください。
- (4) ローンカードにより窓口で返済または引出をする場合の1回あたりの限度額は、信用金庫または提携金庫所定の金額とします。
- (5) 信用金庫または提携金庫の窓口でローンカードによる引出をする場合に、払戻請求金額と第7条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が引出すことのできる金額を超えるときは、その引出はできません。

7. 自動機利用手数料等

- (1) 預金機または振込機を使用して返済をする場合には、信用金庫および提携金庫所定の預金機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して引出をする場合には、信用金庫および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、カードローン借入金の返済および引時に、払戻請求書なしで、その返済・引出をした貸越口座から自動的に貸越を行います。なお、提携先の自動機利用手数料は信用金庫から提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の貸越口座からの引出時に、払戻請求書なしで、その引出をした貸越口座から自動的に貸越を行います。
- (5) ローンカードにより提携金庫の窓口でカードローン借入金の返済または引出をする場合には、提携金庫所定の窓口の利用に関する手数料を現金により提携金庫へお支払いください。

8. お借入れ、ご返済の明細

- (1) ローンカードによるお取引の都度、その内容を記載した「ご利用明細票」をお渡しします。
- (2) 3ヵ月毎（毎年1月、4月、7月、10月）に過去3ヵ月間のお借入れまたはご返済いただいた金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額等の明細を「カードローンご利用明細票」としてお届けいたします。
- (3) 前項の「カードローンご利用明細票」が住所変更の届出を怠るなど、ご本人が責任を負うべき事由により1回でも配達されなかった場合には、以後「カードローンご利用明細票」の送を取り止めさせていただきます。
- (4) 「カードローンご利用明細票」の送付の再開を希望される場合には、信用金庫所定の手続に従ってください。

9. 預金機・支払機・振込機故障等の取扱い

- (1) 停電、故障、システム機器更改等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、信用金庫本支店または提携金庫の窓口でローンカードによるカードローン借入金の返済をすることができ

ます。

- (2) 停電、故障、システム機器更改等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、信用金庫が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として信用金庫本支店または提携金庫の窓口でローンカードによるカードローン借入金の引出をすることができます。なお、提携金庫以外の提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前記第1項および第2項による返済および引出をする場合には、ローンカードを提出し、所定の入金票にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または払戻請求書にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、信用金庫（提携金庫） 所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電、故障、システム機器更改等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (5) 信用金庫および提携先の支払機等が停電、故障、システム機器更改等の場合は取扱いを一時停止することがあります。

10. ローンカードの紛失、届出事項の変更等

- (1) ローンカードを失った場合には、直ちにご本人から書面によって取扱店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにローンカードによる借入金の引出停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、信用金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、ローンカードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって取扱店に届出てください。
- (3) 氏名、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちにご本人から書面によって取扱店に届出てください。ただし、暗証番号を変更する場合には、書面によらず、預金機・支払機・振込機をご本人が操作のうえ、変更を行ってください。この届出の前に生じた損害については、信用金庫は責任を負いません。
- (4) ローンカードを失った（紛失、盗難等）場合、もしくはローンカードが使用不能（段損、磁気不良等）となった場合、または暗証番号を失念した場合には、信用金庫所定の手続をした後にローンカードを再発行するものとします。
- (5) 偽造カード等による払戻し
カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、信用金庫は責任を負いません。
- (6) 盗難カードによる払戻し
カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、信用金庫は責任を負いません。

11. 暗証番号の照合等

- (1) ローンカードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (2) 信用金庫がローンカードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用したローンカードを信用金庫が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱いした場合は、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、信用金庫および提携先は責任を負いません。

12. 預金機・支払機・振込機への誤入力等

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、信用金庫は一切の責任を負いません。なお、提携金庫の預金機または提携先の支払機を使用した場合の提携金庫または提携先の責任についても同様とします。
- (2) ローンカードによる窓口での借入金の返済または引出をする際に、信用金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、信用金庫は責任を負いません。なお、提携金庫の窓口で借入金の返済または引出をした場合の提携金庫の責任についても同様とします。

1 3. 解約等

- (1) 指定口座を解約する場合には、このカードローン契約も同時に解約するものとします。
- (2) 前項の場合またはこのカードローン契約の解約もしくは終了の場合には、直ちにローンカードを取扱店に返却してください。
- (3) 前2項の場合で未処理取引がある場合には、その処理が終了するまで指定口座の解約を延期させていただく場合があります。
- (4) ローンカードの改ざん、不正使用など信用金庫がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断わりすることがあります。この場合、信用金庫からの請求がありしだい直ちにローンカードを取扱店に返却してください。

1 4. 譲渡・質入れ等の禁止

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

1 5. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、すがもナイス・カードローン契約書の各条項および信用金庫普通預金規定または総合口座取引規定並びに振込規定により取扱います。

1 6. 規定の変更（新設）

- (1) 信用金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定の定めを変更する必要があるときには、民法第548号の4の規定に基づいて、変更できるものとします。
- (2) 信用金庫は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以上

2020年2月1日現在